

平成30年2月9日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成30年2月9日(金) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者16名

| | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|----|----|
| 1番 | 山崎 | 清弘 | 3番 | 棒引 | 昭治 | 4番 | 前田 | 登 | | | |
| | 6番 | 更井 | 寛司 | 7番 | 廣田 | 純一郎 | 8番 | 瀧本 | 和明 | | |
| 9番 | 田中 | 壽一 | 10番 | 青木 | 登 | 11番 | 日下 | 崇 | 12番 | 鈴木 | 直孝 |
| | 14番 | 上中 | 悠司 | 15番 | 岡上 | 達 | 16番 | 川井 | 洋之 | | |
| 17番 | 長嶺 | 博司 | 18番 | 松本 | 忠巳 | 19番 | 峯園 | 五郎 | | | |

| | | | | | | | | | |
|---------|-----|----|----|------|----|----|-----|----|----|
| 欠席者 | 2番 | 鈴木 | 明 | 5番 | 福嶋 | 隆 | 13番 | 上森 | 力 |
| 事務局 | 局長 | 平田 | 耕一 | 農地係長 | 岡内 | 伸午 | 企画員 | 片井 | 恵子 |
| 会議録署名委員 | 14番 | 上中 | 悠司 | 15番 | 岡上 | 達 | | | |

議長 皆さん、こんにちは。大変寒い日が続いております。梅の開花もかなり遅れているようです。新聞でもご承知のとおり、太陽光発電施設の件に関しましては、県条例が制定されるということで、50kw以上の場合は地元説明会等を義務付けられるようです。地元委員さんにおかれましても、そのような場合は、きちんと状況を把握していただくとともに、現地調査においても危険性等がありましたら進達していただきたいと思います。またその他、都市計画区域等の見直しで、一部地域が準都市計画区域に指定され、関係各所で市の説明会が行われています。この見直しによって、農業用施設等の建築などに、少々制約等があるということがございます。それでは早速進めさせていただきますが、議案に入る前に農業振興課から事業等の説明がありますのでよろしくお願ひします。

農振課 土屋 農地保全対策事業の対象農地の確認について説明あり。

農振課 尾花 人・農地プランについて説明あり。

議長 はい、ありがとうございます。それでは最初に、田辺市農業振興地域整備促進協議会を開催いたします。田辺農業振興地域整備計画変更申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

農振課 尾花 田辺農業振興地域整備計画変更申請の除外申請について説明いたします。
1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は2.66㎡、他1筆、合計170.66㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は梅畑です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,259㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は梅畑です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は752㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は梅畑です。以上3件、編入合計2,181.66㎡です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は163㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は駐車場です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は930㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面

積は1,072㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は診療所です。7番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は2,907㎡、他1筆、合計4,595㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は共同住宅・分譲住宅です。8番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は361㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。9番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,391㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は農業用施設です。10番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は31㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は資材置場です。11番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は395㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は資材置場です。12番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は662㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は駐車場です。13番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は985㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は太陽光発電施設です。14番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は842㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は農業用施設です。15番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は384㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は一般住宅です。16番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は202㎡、他2筆、合計1,272㎡、地目は登記簿、現況共に畑、申請の理由は資材置場です。17番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は512㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。田辺農業振興地域整備計画変更申請、編入3件、編入合計は2,181.66㎡、除外14件、除外合計は13,595㎡です。総計は11,413.34㎡です。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は409㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は資材置場です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は6.25㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は携帯電話基地局です。龍神農業振興地域整備計画変更申請、除外2件、除外合計は415.25㎡です。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は287㎡、他1筆、合計316㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は駐車場です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は181㎡、他4筆、合計1,486㎡、地目は登記簿が田、現況が畑、申請の理由は太陽光発電施設です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は9.12㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は携帯電話基地局です。4番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は9.12㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は携帯電話基地局です。5番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は1,507㎡、他3筆、合計2,609㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理

由は太陽光発電施設です。6番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は680㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。中辺路農業振興地域整備計画変更申請、除外6件、除外合計は5, 109.24㎡です。続きまして、本宮農業振興地域整備計画変更申請です。1番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は708㎡、他1筆、合計833㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。2番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は822㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。3番、〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、面積は411㎡、他1筆、合計656㎡、地目は登記簿、現況共に田、申請の理由は太陽光発電施設です。本宮農業振興地域整備計画変更申請、除外3件、編入合計は2, 311㎡です。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、逐条審議をお願い申し上げます。田辺農業振興地域整備計画変更申請の1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番について異議ございません。

議 長 はい、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5番、6番、7番について異議ございません。

議 長 はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。8番について異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。9番について異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番、11番、12番について異議ございません。

議 長 はい、13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。13番から17番について異議ございません。

議 長 田辺農業振興地域整備計画変更申請の17件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、龍神農業振興地域整備計画変更申請の1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番について異議ございません。

議 長 龍神農業振興地域整備計画変更申請の2件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、中辺路農業振興地域整備計画変更申請の1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番、3番、4番、5番、6番について異議ございません。

議 長 中辺路農業振興地域整備計画変更申請の6件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、本宮農業振興地域整備計画変更申請の1番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、2番、3番について異議ございません。

議 長 本宮農業振興地域整備計画変更申請の3件について異議なしとのことでございますが、そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、農用地利用集積計画の合意解約の報告と田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出について、事務局からの説明をお願いします。

農振課 土屋 それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑の3、350㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は平成29年12月28日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、樹園地の519㎡、他11筆、合計6、362㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、貸借の合意解約をした日は、平成30年1月19日です。引き続き、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、314㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5千円・口座払い、期間は平成30年3月1日から平成36年7月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、842㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の野菜、年間8千円・口座払い、期間は平成30年3月1日から平成33年2月28日の新規です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、426㎡、他2筆、合計1、430㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年3月1日から平成35年2月28日の新規です。合計3件、5筆、2、586㎡、貸し手3名、借り手2名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは合意解約について、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定について、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。借り手の方の隣接農地です。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。

議 長 はい、3番。

| | |
|---------------|---|
| 〇〇番 委員 議 長 | <p>〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。</p> <p>以上3件異議なしとのことをございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。</p> |
| 委員 全員 議 長 | <p>異議なし。</p> <p>はい、それではそのようにさせていただきます。それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、2番鈴木明委員さん、5番福岡隆委員さん、13番上森力委員さんより欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、14番上中悠司委員さん、15番岡上達委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出についてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。</p> |
| 片井 企画員 | <p>1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,419㎡、他2筆、合計2,071.38㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は208㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は152㎡、他1筆、合計598㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は657㎡、他2筆、合計1,287㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,046㎡、他1筆、合計1,376㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は7,102㎡、他6筆、合計12,835㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1,186㎡、他3筆、合計2,762㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は238㎡、他7筆、合計1,129㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は244㎡、他1筆、合計437㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況が畑、面積は191㎡、他7筆、合計3,672㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に</p> |

畑、面積は409㎡、他1筆、合計541㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は135㎡、他1筆、合計353㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上12件ついて書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願ひ申しあげます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。3番、4番、5番については同じ譲受人ですが、移住してきた方なので、ちょっとわかりませんでした。購入する農地も他の場所ということで、局長の方で事務局に来てもらって話し合っていたいただいています。異議ございません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。6番、7番、8番について、本人にお会いして説明していただきました。特に問題なく、異議ございません。

議 長 はい、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは高齢で耕作できず、〇〇〇〇さんが買い受けて耕作いたします。異議ございません。

議 長 はい、10番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。贈与です。異議ございません。

議 長 はい、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇〇〇さんは体調を崩され、農業できないということです。異議ございません。

議 長 はい、12番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。譲渡人の〇〇〇〇さんは家と屋敷と当該農地を残して、〇〇〇〇に転出され長いですが、この度、家と屋敷と当該農地を購入され、耕作するという事です。異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請12件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

岡内 係長 5ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は997㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設997㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内(第一種低層住居専用地域)にありますので、第3種農地です。2番、

土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は614㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設614㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は277㎡、他2筆、合計656㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟115.52㎡、駐車場外540.48㎡、合計656㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。現地調査報告を行います。去る2月7日、午前8時30分、中辺路行政局駐車場に〇〇〇〇委員さん、平田事務局長さん、岡内係長さん、それに私の4名が集合いたしました。予め、事務局で調整していただいております日程のうち、現地へ向かう順序について、国道311号、小広付近の残雪による危険を回避するため、順序を変更して、〇〇〇〇の4条2件の調査から始めました。続いて、旧田辺市内に移動して2条、4条、5条にかかる6件の調査を行いました。昼食後、寒さも和らぎ、凍結の心配もなくなったところで、〇〇〇〇に向かい、5条5件の調査を済ませて午後3時頃、本宮行政局前で解散いたしました。なお、昨今、議論の対象になっております4条及び5条に係る案件に対する同意のことについて概略を報告します。4条3件、5条8件計11件に関する同意について、水利組合が関係するものが2件で、ともに同意を得ており、残り9件については同意不要であります。次に、隣接農地に関する同意について報告します。11件中、隣接する田が22筆、畑が19筆計41筆で、うち40筆の関係者から同意を得ております。あと1筆は登記上の所有権者が死亡しているため、相続が開始されておまして、相続権者である息子さんの住所が、この申請書を事務局へ提出する時点ではわからなかったために添付いたしておりません。時間の都合上、申請地の位置につきましては、議案書の備考欄にそれぞれ記載されておりますので、ご確認いただきますようよろしくお願いいたします。それでは、議案の順序により、4条の許可申請について私から報告します。1番は地形の中心が少し谷間っており、東南側及び北西側から緩やかに傾斜かかった面積997㎡の梅畑です。ここに発電用パネル300枚を設置して出力90kwの太陽光発電を行うものであります。隣接地は東西及び南側ともに申請人の所有地で北側は山林であるため隣接農地の同意は不要で水利組合の同意も不要です。雨水は現地における自然浸透です。転用理由としては、現在農業を営んでおりますが、

自営で太陽光発電施設の導入を行い、労働力の配分と所得の向上のための申請であり、問題がないものと思われます。2番は614㎡の休耕畑で、東西に傾斜した地形です。工事施行に当たり切土及び盛土は行わず現状のまま、発電用パネル220枚を設置して出力59.4kwの発電を行う計画です。隣接農地は畑が5筆でいずれも関係者の同意を得ております。雨水は自然浸透です。申請地は当該農地を相続により取得したが、農業を営むことがないため、太陽光発電施設の設置により、所得を得るということでありますので、問題がないものと思われます。3番は自己が所有する休耕田3筆合わせて656㎡に60cmから1.2mの盛土を施して宅地造成を行い、そこに115.52㎡の住宅1棟と540.48㎡の駐車場等を整備するものです。申請人は稲作農業を営んでおりますが、自宅の老朽化が進み、加えて、裏山が急傾斜地で危険な状況にあるため、住宅を新築して転居するものです。生活雑排水は合併浄化槽を設置して処理した後、雨水とともに隣接市道の側溝に放流する計画です。また、隣接する農地5筆の相続人代表及び現在耕作人の同意も得ておりますので問題がないものと思われます。以上です。

- 議 長 ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。
- 議 長 はい、2番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番、3番について異議ございません。
議 長 はい、以上3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
- 委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。
- 岡内 係長 6ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は155㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場・植林155㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（準工業地域）にありますので、第3種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は474㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟114㎡、駐車場・庭園360㎡、合計474㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は139㎡、他1筆、合計197㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟92.42㎡、駐車場・庭園104.58㎡、合計197㎡、着工日、工事期間は許

可日より12か月以内、農用地の内外は平成28年11月1日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,033㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,033㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は550㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設550㎡、着工日、工事期間は3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は100㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設100㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は296㎡、他1筆、合計1,336㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,336㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は615㎡、他1筆、合計1,175㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,175㎡、着工日、工事期間は3か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございますが一部ございません。水利同意は不要です。委任されている行政書士からの報告書です。隣接者の方は既に亡くなられており、長年耕作放棄地となっており、流水、通風、日照、騒音など営農上の影響を及ぼすことがないと思われます。この土地は過疎化の山村地域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上8件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。議案第3号5条申請1番について報告します。当該農地は東側、西側及び南側は公衆用道路と北側は雑種地とに囲まれて、ポツンと孤立した畑で、農用地としても用途外でありまして、面積が155㎡で

す。所有者は高齢で、農地として耕作、管理することができない状況にあり、譲渡しようとするものであります。譲受人は、この土地を譲り受けた後において整地のうえ、駐車場として整備を行い、活用するとともに一部観賞用桜の苗木を植栽する計画であります。付近の状況から推し量って、今後、農地として耕作することが至難と思われるので、申請通り進達することが適当と認められます。2番について、当該農地は古木と思しき梅の木があり、付近三方も同じような梅の木が植栽されておりました。一方、西側は県道に隣接しておりまして、その県道路面より約1.2mほど下に位置しております。この土地474㎡を娘婿である借受人に貸与するための申請であります。用途としては高さ50cmの盛土を施しながら宅地造成を行い、一般住宅1棟114㎡及び駐車場並びに庭園を整備する計画であります。生活雑排水は合併浄化槽を設置して処理を行い、雨水とともに隣接する県道の側溝に放流する計画です。本申請に係る同意については、〇〇〇〇水利組合並びに隣接する畑の関係者4名の同意を得ております。なお、使用貸借については、期限の定めのない契約を締結済みであります。以上のことから問題なしと判断しました。3番について、この農地は畑2筆合わせて197㎡を現在隣接する住宅に同居中の息子に貸与し、息子が住宅1棟92.42㎡と駐車場及び庭園を整備するものです。本申請に係る同意については、水利組合並びに東側に位置する田の相続人代表者の同意を得ております。その他、南側、西側、北側は県道、市道及び宅地であるため同意は不要です。生活雑排水については、合併浄化槽を設置して処理し、北側県道側溝へ雨水とともに放流する計画です。なお、宅地造成にかかる切土及び盛土は工事の設計に入ってなく、現状のまま整地を行い造成する予定です。使用貸借については、前の2番と同様、期限の定めのない契約を締結しております。以上のことから、本申請について、問題なしと判断しました。これで、私からの議案第3号法第5条にかかる許可申請1番から3番までの現地調査報告を終わります。これからの5条申請4番から8番までと、議案第4号法第2条の証明願の案件に係る現地調査報告については〇〇〇〇委員さんをお願いいたします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4番、5番、6番については申請場所は〇〇〇〇から東へ約500m、隣接の農地であります。4番について隣接状況は東側、西側、南側、北側はそれぞれ畑で隣接の同意あります。水利組合は不要です。転用理由は譲渡人は遠方に居住し、獣害もあり農地として利用することが困難なため太陽光発電施設用地として譲渡するものです。内容はパネル224枚、66.08kwの発電設備で切盛土なしです。雨水は自然浸透です。問題ないと思います。5番、隣接状況は東側が公衆用道路、西側、東側、北側が休耕田で同意あります。水利組合は不要です。転用理由は譲渡人は相続により承継したが、遠方に居住しており農地として利用することが困難なため太陽光発電施設用地として譲渡するものです。内容はパネル148枚、43.66kwの発電設備で切盛土なしです。雨水は自然浸透及び東側の道路側溝へ排水します。問題ないと思います。6番、隣接状況は東側が公衆用道路、西側、東側、北側が休耕田で同意あります。水利組

合は不要です。転用理由は譲渡人は遠方に居住し、獣害もあり農地として利用することが困難なため太陽光発電施設用地として譲渡するものです。内容はパネル148枚、43.66kwの発電設備で切盛土なしです。雨水は自然浸透及び東側の道路側溝へ排水します。問題ないと思います。7番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約200m、現況は休耕畑で周囲には耕作地が見当たらない状況です。隣接状況は東側、西側、南側、北側が休耕畑で同意あります。水利組合は不要です。転用理由は譲渡人は高齢で、遠方に居住しており農地として利用することが困難なため太陽光発電施設用地として譲渡するものです。内容はパネル324枚、95.58kwの発電設備で切盛土なしです。雨水は自然浸透及び西側の既設側溝へ排水します。問題ないと思います。8番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約200m、現況は休耕畑で周囲には耕作地が見当たらない状況です。隣接状況は東側、南側、北側が休耕畑で同意あります。西側は1人の同意が得られていませんが、本人が亡くられており、子供さんの住所も不明なため、やむを得ないことと思います。水利組合は不要です。転用理由は申請地周辺は獣害が多く、譲渡人は年齢的にも耕作することが困難となってきたので太陽光発電施設用地として譲渡するものです。内容はパネル324枚、95.58kwの発電設備で切盛土なしです。雨水は自然浸透及び申請地中央部の既設側溝へ排水します。問題ないと思います。以上です。

議 長
〇〇番 委員 ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。
〇〇番〇〇です。1番、2番について現地調査委員さんの報告のとおりです。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員 はい、3番。
〇〇番〇〇です。3番について異議ございません。

議 長
〇〇番 委員 はい、4番。
〇〇番〇〇です。4番、5番、6番について異議ございません。

議 長
〇〇番 委員 はい、7番。
〇〇番〇〇です。7番、8番について、8番の同意が得られていない方に関しては身内の方にも相談しましたが、親族の方の住居等がわからないとのことでした。太陽光発電に関しては地区としては理解しているとのことです。異議ございません。

議 長
委員 全員 はい、以上8件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

議 長
委員 全員 異議なし。
議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願について事務局の説明をお願いします。

岡内 係長 9ページをお願いします。議案第4号農地法第2条の規定による農地でない旨の証明願についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は333㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、平成3年以前から北側部分では梅漬や選果に必要な作業場、梅漬タンクが数基据付られ、南側部分では梅漬タンクやフォークリフトパレット置

場、その余り部分は一体敷地内である東側倉庫や西側梅干場、北接の梅畑への各進入路兼露天駐車場となっており現在に至っております。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が〇〇〇〇、面積は370㎡、他2筆、合計2,739㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、昭和61年に〇〇〇〇を開設、平成2年に梅畑を伐採し、現在に至っております。以上2件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約600m、現況は雑種地で農作業場等でした。隣接状況は東側、西側、北側が本人所有の畑、南側が市道です。申請地は平成3年以前から梅漬けや選果を行うための作業場や隣接する倉庫等への進入道路として利用し現在に至っています。近隣住民及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇より北へ約500m、現況は〇〇〇〇です。隣接状況は東側が宅地と山林、西側が畑と宅地、南側が〇〇〇〇、北側が畑と宅地と山林です。昭和61年に申請地周辺の山林を伐採し〇〇〇〇を開設した際に、申請地の一部へ〇〇〇〇を建築、その後、平成2年には梅畑を伐採し現在に至っております。隣接農地所有者及び地元農業委員の証明もありますので、問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番について異議ございません。

議 長 はい、以上2件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

岡内 係長 10ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3,741㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は2,000kg、希望価格は200万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上1件、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。あっせんについて、地元委員さんの説明をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。申請人には息子がいますが、県外で仕事に就かれております。姉も〇〇〇〇で耕作していることから、農業経営を縮小したいということで、あっせんの申出がありました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、議案第5号農地等売渡あっせん申出1件について、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、あっせん委員を私から指名させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、地元の〇〇〇〇委員さん、推進委員の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんの3名です。よろしくお願ひします。続きまして、報告第1号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は419㎡の内153.38㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫64㎡、転用面積153.38㎡です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は227㎡の内56.70㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農作業用駐車場56.70㎡、転用面積56.70㎡です。以上2件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第1号の2件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、続きまして、追加議案がございます。上程させてもらってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、1,106㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は平成30年1月30日です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それではその他の案件ですが、1月の県農業会議提出案件の4条4件、5条13件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。
(なしの声あり。)

議 長 なければ、事務局から報告がございます。

平田 局長 和歌山県条例案「太陽光発電事業の実施に関する条例(仮称)」について説明あり。

各 委員 条例の対象案件にかかる農地転用申請については、知事の承認後とすること、また、すべての太陽光発電施設を条例の対象とすること、仮に対象が50kw(発電容量)以上となった場合、例えば、本来なら50kw以上で対象となる事業にもかかわらず、工期を複数回に分けるなど、その対象容量の上限を超えない範囲に抑えた案件等に対しても、対象から漏れることがないように規制していただきたい旨の要望あり。

平田 局長 委員からの要望については、事務局を通じて県の担当に申し出ますとの回答あり。

議 長 他にございませんか。

(なしの声あり。)

議 長 ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後 3 時 2 0 分終了